

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第4号

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前				
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）				
区分	単位	金額	区分	単位	金額		
体育館使用料 専用使用の場合	9時から17時までの間 1時間当たり	<u>920円</u>	体育館使用料 専用使用の場合	9時から17時までの間 1時間当たり	<u>900円</u>		
	17時から21時までの間 1時間当たり	<u>1,160円</u>		17時から21時までの間 1時間当たり	<u>1,130円</u>		
	専用使用でない場合	9時から17時までの間 バレーコート1面につ き1時間当たり		<u>460円</u>	専用使用でない場合	9時から17時までの間 バレーコート1面につ き1時間当たり	<u>450円</u>
		17時から21時までの間 バレーコート1面につ き1時間当たり		<u>570円</u>		17時から21時までの間 バレーコート1面につ き1時間当たり	<u>560円</u>
		宿泊施設使用料				宿泊施設使用料	
	一般	1人につき1泊		<u>920円</u>	一般	1人につき1泊	<u>900円</u>
高等学校生徒	1人につき1泊	<u>520円</u>	生徒及び児童				
中学校生徒	1人につき1泊	<u>440円</u>	個人				
小学校児童以下	1人につき1泊	<u>330円</u>	高等学校生徒	1人につき1泊	<u>510円</u>		
			中学校生徒	1人につき1泊	<u>430円</u>		
			小学校児童以下	1人につき1泊	<u>330円</u>		
			団体				
			高等学校生徒	1人につき1泊	<u>430円</u>		
			中学校生徒	1人につき1泊	<u>350円</u>		
			小学校児童以下	1人につき1泊	<u>250円</u>		
略			略				
附属設備及び物品の使用料			附属設備及び物品の使用料				

カッター	1艇につき4時間当たり	1,390円
略		
キャンプ用寝具		
一般	一式につき1泊	340円
高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童以下	一式につき1泊	220円
略		
冷房使用料		
宿泊施設	1人につき1泊	240円
暖房使用料		
2階会議室	1時間当たり	460円
3階会議室	1時間当たり	640円
略		

カッター	1艇につき4時間当たり	1,360円
略		
キャンプ用毛布	1枚につき1泊	35円
略		
冷房使用料		
宿泊施設	1人につき1泊	210円
暖房使用料		
2階会議室	1時間当たり	450円
3階会議室	1時間当たり	630円
略		

備考

- 1 この表において「高等学校生徒」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 2 この表において「中学校生徒」とは、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 この表において「小学校児童以下」とは、小学校及び特別支援学校の小学部の児童その他これらに準ずる者並びに学齢に達しない者（満1歳以上の者に限る。）をいう。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。